

学校法人帝塚山学院 求職者等に対するセクシャルハラスメント防止基本方針

学校法人帝塚山学院（以下「学院」という。）は、すべての求職者等が安心して就職活動に臨めるよう、求職者等に対するセクシャルハラスメントの徹底防止に取り組みます。

1. 防止方針

- ・学院は、求職者等のプライベートに過度に踏み込む質問、威圧的態度、過剰な私的交流の強要等を禁止し、教職員等への周知徹底を図ります。
- ・違反が発覚した際は、学院諸規程に基づき懲戒処分を含め厳正に対処し、改めてこの方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講じます。また、速やかに被害を受けられた求職者等に対する配慮のための措置を適正に行います。
- ・この方針は、社会情勢や法令・行政指針の改正等に応じ、必要に応じて見直しを実施し、求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止を継続的に強化します。

2. 求職者等に対するセクシャルハラスメントの定義

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいいます。

3. 求職者に対するセクシュアルハラスメントの主な事例

- ・求職者等が学院の教職員等への訪問を行った際、当該教職員等に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じ、その求職活動等の意欲が低下すること。
- ・面接中、面接官を務める学院の教職員等から性的な事実に関する質問を受け、求職者等が苦痛に感じ、その求職活動等の意欲が低下すること。

4. 禁止事項

学院の教職員等による求職者等に対する以下の行為を禁止します。

- ・言葉によるもの：性的な冗談・容姿・恋愛・結婚等に関する質問
- ・行動によるもの：身体的接触、私的会食・飲酒への誘い
- ・SNS等によるもの：プライベートなメッセージ送信・フォロー要求
- ・採否に関連するもの：誘い等を拒否したことを理由とする不利益取扱い

5. 公正な採用活動の実施

- ・学院は、採用選考において、求職者等の知識、能力、適性を公正に評価します。
- ・求職者等の人格と尊厳を尊重し、不適切な質問や強制的な要求は一切行いません。
- ・取得した個人情報に関しては、採用目的に限定して厳格に管理します。

6. 防止と支援体制

- ・学院は、採用担当者及び面接官を対象に、求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する研修を実施します。

- ・求職者等の関係者（大学のキャリアセンター等）から、求職者等に対するセクシャルハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合には、求職者等の関係者と連携し適切な対応を行います。

- ・求職者等が相談したこと、セクシャルハラスメントを申し立てたことを理由として、不利益な取扱いをすることはありません。

- ・学院の教職員等が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることはありません。

7. 相談窓口の設置

- ・求職者等に対するセクシャルハラスメントに関する相談窓口は公益通報窓口とし、被害や疑義の申告に対し、迅速かつ公正に対応します。

- ・相談者のプライバシー保護と報復禁止を徹底し、安心して相談できる体制を整備します。

令和8年10月1日
学校法人 帝塚山学院
理事長 野村 正朗